

研究所とのNet Work

所報

Aichi Labor Institute

もくじ

巻頭言／「金融破綻」問題の労働運動読みのために

(大木一訓) (2)

98国民春闘の課題と愛労連のとりくみ (永井和彦)

..... (6)

中電人権裁判の勝利がもたらしたもの (近森泰彦)

..... (4)

「いま、大企業の職場では」 名鉄電車

「路線整備班」を誕生させました (石井重成) (10)

中国進出大企業の現状 (森 靖雄) (12)

主要労働経済指標 (愛知県) (16)

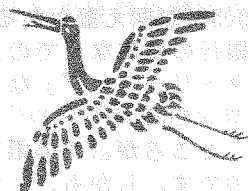
研究所からのお知らせ・あたらしい部会が発足します

労働者の権利部会です (17)

研究所だより (18)

(準備がおくれ発行がおくれてしまいました。次号からは

発行日ころには送付できるようがんばります。)



●第67号

○1998年1月15日

愛知労働問題研究所



巻頭言

「金融破綻」問題の労働運動読みのために

大 木 一 訓

内外の情勢は激動につぐ激動をみせています。読者のみなさんは、例年にない緊張をもって新年を迎えられたのではないのでしょうか。今日の状況のもとで、情勢に立ち遅れることなく、また、知らず知らずの間に情勢の観客席に座ってしまったり評論家になってしまったりすることなく、情勢に主体的に立ち向かっていく、というのは容易なことではありませんが、それだけに、労働運動はいまなにをなすべきか、なにができるのか、という問題を、年頭にあって必死に考えてみなければならないと思うのです。

ところで、情勢を主体的に切り開いていくうえで、一つのキーポイントとなっている問題に、「金融破綻」問題があります。労働者らしいリアルな目で今日の金融不安を分析し、その階級的な性格をはっきりさせておくことが、決定的に重要になっているように思います。日経連の「労働問題研究委員会報告」を見ても明らかなように、財界や政府はいま、「金融破綻」とそれにとまなう不況の深刻化を、あらゆる国民生活攻撃の切り札として使っています。他方では労働者や広範な国民のあいだに、「金融破綻」の広がりのもとでは、要求を自粛し生活の悪化を堪え忍ぶしかないという諦めの気持ちが広がってきています。しかし、考えてみると、今日の「金融破綻」問題ほど国民を馬鹿にした話はありません。

そもそも庶民の生活感覚からすると、銀行が軒並み経営危機におちいつているなどと言われても、それはにわかには信じがたいことです。銀行は儲かっているはずではないか——この素朴な疑問こそ真実を明らかにする出発点です。

考えてみてください。日銀は、バブル崩壊によって生まれた金融破綻の巨額の不良債権を預金者の負担で軽減しようと、1992年4月以降わずか3年5か月のあいだに、たてつけに6回合計4%におよぶ公定歩合切り下げを強行したのではなかったでしょうか。そして95年9月から今日まで、日銀はすでに足かけ3年にわたって、0.5%という過去にも世界にも例のない、異常な低金利で銀行に資金を供給しつづけています。預金金利の引き下げの方を、貸し出し金利の引き下げより先行させるなかで、国民の預貯金利息の目減りは年間2兆円以上にものぼり、史上空前の低金利は国民の犠牲で銀行に純益の大幅増大をもたらしつつあります。

そのうえ銀行はこの間、リストラによる大幅な従業員の削減、常用労働者の臨時的労働者への切り替え、賃金の切り下げ等を強行し、最近さらに公定歩合0.5%が据え置かれるなかで、取引企業に貸付金利の引き上げさえ強要しています。銀行の異常なまでの大儲けは動かしがたい事実であり、それは全労連の調査「ビクトリーマップ」などで見ても歴然としています。

ところが、その銀行が、不良債権の膨張で経営破綻の危機に瀕しているというのです。しかも、一部の弱小銀行がそうになっているのではなく、都市銀行

をふくむ大部分の銀行がそういう状態におちいつている、というのです。たしかに大蔵省や日経新聞の調査によれば、大手19行についてみても、不良債権の処理能力が十分あると見られるのは2行くらいで、あとは四苦八苦の状態か、ほとんど処理不能ではないかと思われる状態にあります。バブル崩壊の時に多額の不良債権をかかえたにしても、その後の莫大な純益増が不良債権の償却にあてられてきていたら、不良債権は大幅に圧縮されていたはずですが、実際にはそうならず、不良債権はかえって大幅に膨張してきているわけです。

なぜこんなことが起きているのでしょうか。不況のせいだ、という言い訳はなりたちません。銀行は不況しらずの大儲けをしてきているからです。では何が原因でしょうか。それは、銀行がその莫大な純益や日銀からの低利借入れ資金を使って、アジアやアメリカへの对外投资を急増させ、内外証券市場での投機活動を拡大し、あるいは株主配当や政治献金や総会屋への手当＝違法貸付けを増やして、不良債権の償却に真剣に取り組まないどころか、新たな不良債権を抱え込むようなことをやってきたからです。アジアでバブル経済がつくりだされたのも、アメリカが異常な好景気を維持してきているのも、銀行をはじめとする日本企業の莫大な对外投资が行われてきたからですし、自民党への政治献金の筆頭が銀行協会だということも周知のことです。「闇の世界」への不当な利益提供もまだ温存されています。

不良債権はほっておくと利子も加算されて雪だるま式に膨張しますが、その処理を優先的に行わなかった背景には、「政府のデコ入れでそのうち土地の値段も上がるだろう」「累積された不良債権も、やがて時期がくれば、国鉄の累積債務と同じように公的資金で償却してもらえるだろう」「そのために政治献金もしている、それをわざわざ自己資金で償却することはない」という銀行経営者たちの思惑があります。ですから、公的資金が導入されそうだとすると、金融機関の不良債権は一気に膨れ上がるというわけです。

ここで注意しておかなければならないのは、一口に不良債権といっても、その内容はさまざまということなのです。そのなかに、本当に回収が困難な、あるいは不可能な債権だけでなく、実際に回収できる債権も相当あります。なかには大企業が赤字を下請け関連企業におしつけ、それに対して銀行が利子の減免や経営支援を行っている、という不良債権もあります。あるいは、回収不能な債権でも、調べてみると銀行の系列子会社などが暴力団等を使って差し押さえや公正な競売ができない状態にしておいて、公的機関による不良債権購入や、ただ同然での落札の機会を待っているというものもあります。さらには、中小企業などに対して貸付け資金の期限前の償還や利子の引き上げを強要して、むりやり不良債権化させているものもあります。不良債権が多ければ多いほど、より多く公的資金による救済を受けられるだろうというわけです。火災の際の「焼け太り」ではありませんが、銀行の不良債権を膨張させることによってボロもうけのチャンスを拡大できる、という側面のあることを忘れてはなりません。ともあれ、銀行の不良債権は今日過大に評価されていますし、不良債権の増大がただちに銀行の経営危機に結びつくとは見るのは早計です。

では、北海道拓殖銀行などの銀行破綻はなぜ起きたのか、やはり不良債権の増大がその原因ではなかったのか、と読者のみなさんは反問されるかも知れません。私の理解では半分はイエス、半分はノーです。

全体として不良債権の増大が経営の悪化を意味すること、倒産・廃業などの銀行破綻の根底に不良債権の増大による経営悪化があることは、その通りです。しかし、現代は不換紙幣の時代です。不良債権増大で準備預金が足りなくなり、支払不能になっても、それだけでは銀行は倒産しません。日銀や他の金融機関によって将来の経営改善の可能性が認められれば、資金の借り入れは可能だからです。とくに日銀は、経営破綻に直面した金融機関に、必要とあれば問題の多い無担保の特別融資（いわゆる特融）さえ行ってきました。しかし、今日の状況は従来と少し違っています。

年末の国会質疑などを通じて、いまでは明らかになったことですが、昨年11月に集中的に起きた三洋証券、北海道拓殖銀行、山一証券、徳陽シティ銀行の連続倒産は、直接には、「患者から突然酸素マスクを取ってしまうような」（宮沢元総理の表現）日銀の銀行に対する貸し渋りが原因でした。そこには、国の財政構造改革とあわせ、ビッグ・パンの一環として日本の金融機関の整理淘汰をすすめていこうという政策的意図がはたらいた、ということです（この点について宮沢義一「第二次複合不況論」、『週刊ダイヤモンド』98年1月17日号参照）。ただ、あまりに葉がききすぎたので、長老の宮沢氏を引っぱり出して一定の軌道修正をはかっていますが、国による金融機関のリストラという政策の基調には、変化がないと見るべきでしょう。

日経新聞のコラムで、ある銀行の研究所調査部長は率直に述べています。金融機関の連続倒産は「ビッグバンを先取りした形で市場に金融機関の選別を強めさせ、結果的に公的資金導入のタブーを破らせた。この意味は大きい」と。こうした支配層によるリストラ政策や国民収奪政策との関連をぬきに、今日の銀行破綻問題を論ずることはできないのです。

個々の銀行にとってみても、不良債権の増大が大きな問題となっているのは、経営破綻との関連というよりも、そのリストラ戦略との関連においてです。つまり、ビッグバンと呼ばれる金融の全面的な自由化後の競争激化にそなえて、国際決済期間（BIS）の規制条件＝自己資本比率8%以上を満たし、さらには金融機関としての国際的な格付けを改善するような資産内容の改善を、急速に実現していこうという経営政策です。自己資本比率を高めるためには、貸出額（不良債権をふくむ）を減らすか、自己資本を増加させるしかありません。公的資金による不良債権の処理や、いま大きな社会問題となっている銀行の企業（とくに中小企業）に対する貸し渋りや融資の引き上げは、前者の政策ですし、貸金切り下げや貸出金利引き上げで収益率を高めたり、優先株（安定した配当を保障するが、議決権のない株式）を発行して政府に購入させることで増資しようというのは、後者の政策です。いずれも、ビッグバンを前提とした銀行の自己中心的な要求によって引き起こされている問題です。社会的信用をもっとも大切にしなければならないのが金融機関のはずですが、そこには、国民のための積極的な経営政策は何もみられませんし、銀行が担っている社会的な責任や役割への配慮もみられません。

不良債権の問題とともに、銀行がいま困っている問題に、株価の暴落問題がありますが、30兆円にのぼる銀行「救済」のための公的資金導入は、この点でも大きな役割が期待されています。それは、不良債権を金融機関から高く買い上げ、安く払い下げるために使われるだけではありません。株価の低迷・暴落がつづく

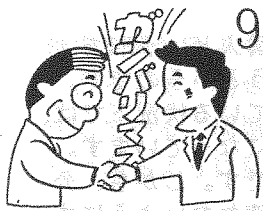
株式市場に留意しながら、何の発言権も保障されない優先株の購入という形で、国の財政から銀行に直接自己資本金を出してやるためにも使おうというのです。なるほど株価が下がって、多くの銀行の持株に含み損が発生している状況下では、銀行は、持株を売ることによって自己資本を増やすことが困難になっています。そこで損の出ない確実な株の販売を保障してやろうというわけです。しかも、公的資金の使い方としては、経営状態の悪い銀行にはできるだけ使わないようにする、逆にいえば、力のある銀行をいっそう強くするために公的資金は活用するのだ、といいます。阪神淡路大震災の被災者には、「私有財産」を補償するような財政支出は一切できないと、いまだに冷酷な政策への固執をつづけている同じ政府が、富裕な銀行に対しては莫大な国民の税金を紙切れ＝株券と引き換えにタダでくれてやろうというのです。しかし、こうした公的資金の導入・活用は、不良債権の膨張や株価の暴落をひきおこす日本の金融機関の体質を温存し、金融機関の選別・淘汰をいっそう推進し、金融不安をさらに高めることにしかならないでしょう。

マスコミのなかでは、ビッグバンもBIS規制も国際的合意にもとづく避けることのできない金融改革だ、したがって銀行のすすめる「国民に痛みをあたえる」リストラ政策にも我慢しなければならない、それどころか金融改革成功のために国民も応分の負担をして当然だ、という議論が支配的です。なるほどBIS規制は1988年中央銀行総裁会議で合意したものですし、金融の規制緩和は今日、IMF、WTO、OECDなどの国際機関が一体となって推進しているものです。しかし、最近のアジアの世論が指摘しているように、これらの国際機関の背後には、アメリカ多国籍企業を先頭とする国際独占資本がいます。フランスの労働運動が最近強く主張しているように、金融の規制緩和は世界各国の国民にとってけっして利益になることだとは言えません。国際的合意だからと言って、それを天の声であるかのようにいうのは欺瞞です。

私たちは、金融緩和政策が現実にもたらすのかということ、あらためて問い直してみる必要があります。いま世界の金融市場では、世界貿易の約80倍（1995年4月現在）もの投機資金が動き回り、わずか数日から1～2週間のあいだに、各国の年間総所得にも匹敵するような暴利をむさぼる活動を展開してきていますが、ビッグバンとは、こうした投機資金の活動に全面的な自由を保障する政策にほかなりません。韓国に見られるように、労働者・国民が倏約をし汗水ながして勤勉の成果を蓄えても、IMFが要求し、日本のビッグバンが予定しているような金融の自由化をすすめるかぎり、国民の蓄えは通貨や株・有価証券の投機をつうじて瞬間に奪い去られてしまいます。このままでは、国内外のそういう社会的な枠組みをつくりあげるためにも、30兆円の公的資金が使われることになります。

日本の労働運動は、あらゆる銀行リストラの犠牲者との連帯を早急に強めていくよう求められています。韓国やフランスをはじめとする世界の労働者・労働組合との連帯強化もいよいよ切実な課題となってきました。しかし、一番肝心なのは、この愛知で、日本で、労働者が、庶民が、満身の力をこめて怒りを力に変えることではないでしょうか。

（おおき・かずのり／研究所所長・日本福祉大教授）



9 8 国民春闘の課題と 愛労連のとりくみ

永井和彦

9 8 国民春闘は、政治・経済をめぐる激変の中でたたかわれます。春闘という労働組合にたいする国民的関心が集まる時期に愛労連がどう労働者・国民の怒りや要求を束ね、共同のとりくみや要求と組織の前進をはかることができるか。ここに9 8 国民春闘での最大の課題があります。

すすむ労働組合との総対話運動、5 7 4 労組を直接訪問

愛労連は昨年（昭和63年）の第17回定期大会で「県内過半数の労働組合への直接訪問による総対話運動」を提起しました。このよびかけにこたえ、地域労連が中心になって年末までに5 7 4の労働組合へ直接訪問するという成果をかちとっています。訪問活動に参加した仲間の多くは、「連合」や中立労組で橋本政権の悪政や賃金・雇用・権利破壊がすすむ職場の実態が語られ、「垣根をつくっていたのは我々だった」と実感し、9 8 国民春闘を大きな共同でたたかう可能性をひろげています。これは、①全労連・連合の枠をこえて労働者をめぐる状況が厳しくなり、共同の客観的条件が大きくなっている、②県内25の地域労連が厳しい状況のなかで粘り強く運動を積み重ねてきたこと、③愛労連が総対話運動を提起し、その推進に特別の力を入れてきたこと、の反映です。ある地域労連の議長は「8年前にも労組訪問したが、今回は反応がよく8年間の変化を感じる。こちらから壁をつくらず、要求で一致する一点で連合や中立労組へ、広く呼びかければ可能性が出てくることを痛感した」と述べていることは、このことを象徴しています。

9 8 国民春闘は愛労連の出番、日本列島騒然のとりくみを

9 8 国民春闘のおもな課題は、①要求アンケートやVマップを武器に宣伝・署名・対話・共同をひろげ、大企業の大儲けを労働者や地域に還元させ、大幅賃上げと時短、雇用創出をはかり、「国民本位の不況打開」をはかる、②労働法制の改悪を阻止し、ヨーロッパ並の男女共通規制（労働者保護）＝「人間らしく働き働く職場と社会」へ向けて、労働者・国民の大きな共同をつくる、③橋本6大改

革の中で、国民的な矛盾と怒りが集中している医療の連続改悪に反対するたたかいを国民的共同の中心に据え、政治革新のたたかいとも結合しながら、「橋本改革反対」「国民生活を守れ」「政治を変えよう」の世論と共同をひろげる、④万博・新空港などゼネコン・財界本意の大型開発を優先させ、住民に暮らし・福祉の切り下げと環境破壊を押しつける愛知県政と名古屋市政に反対し、「住民のいのちと暮らしを守る」地方自治を確立する、などです。

愛労連は、これらの課題実現のために、全組合員参加の統一行動、労働者・労働組合との総対話と共同のとりくみ、広範な労働者・県民に訴える宣伝行動などをおう盛に展開し、日本列島騒然となるような行動も提起し、98国民春闘を大きくたたかおうとしています。

2・26愛知総行動、3・8中央決起集会、

3・19久屋決起集会を軸に

愛労連春闘方針（案）は、全労連の提起に応え、2月26日を「悪政に怒りを！不況打開・暮らしを守る2・26愛知総行動」とし、県内の全駅（448カ所）宣伝、名古屋市内16行政区と名古屋市外30市での集会・デモ、自治体・議会・商工会議所・大企業等への要請、街頭・団地などでの署名行動など、今までにない規模（当日の休暇部隊1,000人）のとりくみをおこなうことを提起しています。この行動をふまえ、3月8日には、全労連・春闘共闘が全国に呼びかけている「98国民春闘勝利中央総決起集会」に愛知から「11・16中央大集会」を上回る参加（愛労連として500名以上）をめざします。さらに3月18日の「回答指定日」の翌日の19日をストライキをふくむ統一行動に設定するとともに、夜には久屋市民広場で「98国民春闘総決起集会」を開催します。これらの統一行動を軸にして、単産・地域労連のとりくみを強化することになっています。

今までやったことはやりきり、さらに知恵と工夫の発揮を

98国民春闘はかつてない状況でたたかわれます。それは、労働者・県民に対する攻撃がかつてないということと、労働者の側の反撃もかつてなく大きく高まろうとしている状況のなかでのたたかいです。愛労連・地域労連結成以来8年の経験でよかったとりくみは全部やりきるとともに、さらにたたかいを大きくする知恵と工夫を発揮することが求められている98国民春闘です。

（ながい・かずひこ／愛労連幹事、当研究所所員）

中電人権裁判の勝利をもたらしたもの

近 森 泰 彦

22年余のわたる中電人権裁判が、昨年11月に和解勝利を勝ちとることができました。長年のご支授に心からお礼申し上げます。

裁判の解決に至る経緯や勝利の要因分析については別に『人間の尊厳をかちとった中部電力人権裁判』（しんぶん赤旗・評論特集号、98年新年号・三枝豊明裁判争議団団長）や『人権裁判勝利職場の変化』（「労働運動」誌、98年1月号・小室博文裁判争議団事務局長）などの論文にのべられています。私は視点を変えて体験をとおして思うところを書いてみたいと思います。なお、裁判の総括は、目下争議団内で作業をすすめているところです。

「私文書配付禁止決議」をのりこえる 70年安保改定を前にして、中部電力は再起したばかりの自主的な労働運動の芽を残らず摘み取ることをねらって、経営方針に「健全思想の育成」を盛りこみました。レッドパージによって支配下においた労働組合を前面にたてて、「全員参加型」の思想弾圧を展開することによって、企業主義の鑄型にはめた中電社員像づくりの場にしてきました。

労働組合と表裏一体の関係で行動する反共インフォーマルグループも組織されました。彼等の活動は、組合役員選挙（69年5月）で自立候補の発行した文書（「職場を明るく強くする会」）を意図的にとりあげて、労働組合本部評議会をひらき候補者の処分を決めるとともに、「私文書配布禁止決議」を行いました。

人権裁判提訴（75年5月）ご、この締めつけに抗して法廷のたびに「裁判ニュース」をはじめ、門前や社宅で配布する活動をつづけてきました。会社がもつとも弾圧に力をそそいだ火力の職場では、ビラ禁止決議の締めつけは呪縛のように強く作用して、ビラの受け取りをなかなか広げることではできませんでした。それでもこれを打ち破るために、懸命に職場の要求を取り上げながら、裁判争議団名や政党名を冠したビラ活動をつづけてきました。

権利のためにたたかう第一義的な戦場は、職場である 「労働者が権利のためにたたかう最も第一義的な戦場は、いうまでもなく職場であり、闘争の形態は、本来の労働運動の大衆的発展のうちに求められる」（『労働裁判』坂本・上条・松井著、青木書店）。私たちがバイブルとして位置づけたこの本や、「自由と民主主義の宣言」を繰り返し学ぶとともに、これまでのビラ活動の蓄積をよりどころとして、大衆的な普通の労働者と共同できる運動体をつくり上げるという方向性を確認しました。

そういう運動が職場で受け入れられるならば、裁判を解決する力になるとともに、職場を変えていく新しい活力にしていけることができるという考えにもとずいて、91年12月「サーマルパワー編集委員会」を、火力部門で発足させました。編集委員会は、当面の課題を、①火力発電所等事業所ごとに職場新聞を発行する、②火力全体にかかわる問題を取りあげ、政策ビラ「サーマルパワー」を発行すること、を決めました。

この運動をつうじて、「私文書禁止決議」を実質的に乗りこえることを初期の目標にかかげました。それは職場新聞と「サーマルパワー」の発行責任者個人名を明示することでチャレンジしました。「そんなことをしたらまた会社や組合の

弾圧を招くことになるのではないか」という意見があつてまとめることができませんでした。そのため、初回の職場新聞を無記名で発行した事業所がありました。が、労働者から「責任者は誰だ」という批判の声が寄せられ、結局次号からはすべて発行責任者名を明らかにしたという経過がありました。

市民権を獲得しつつある職場新聞 現在職場新聞は、どの事業所でも好意的に受け入れられ、しっかりした市民権を獲得しつつあると思っています。裁判が解決した後、いつものように門前で職場新聞を配布していると、何人もの方から「もう終わったのではないの」という声をかけられました。これからが本当に労働運動が本来の姿で試されていくことを実感させられました。

規制緩和の大波をうけて、経営層に危機感 規制緩和の大波を受けて、95年12月、30年ぶりに電気事業法が改正されました。その後の事態の進展は法改正にとどまらず、独占資本間の力関係を反映して『経済構造の变革と創造のための行動計画』（平成9年5月16日）が閣議決定されました。この計画にもとづいて電気事業審議会（通産相の諮問機関）に基本政策部会が設置され、会長に新日鐵の今井敬社長が就任しました。氏はかねてから「規制に守られた電力経営」を批判的にとらえていました。新日鐵の中期経営方針（平成9～11年）によると、年間1千億円以上の安定的な経常利益をめざして発電事業への進出を含めた複合経営構築に意欲を燃やしています（『労働だより』新日鐵名古屋製鉄所・485号、平成9年12月）。このように独占間の矛盾や力関係の作用によって、電力資本は新日鐵などのIPP（独立発電事業者）勢力との電気料金競争に直面しつつあります。従来と同じような安定した経営を続けることがむづかしい事態にいたって、経営層に危機感が生まれています。

しかし、一方ではこれをきっかけにして企業体質・文化を大きく変えて、新しい時代に対応していこうとする動きもあらわれています。昨年4月、能力給制度が導入され、冬のボーナス交渉では70%を査定にするという会社提案がありました。職場ではその性急さに、いままでなかったような労働者の反応がみられました。

『「労働事件」和解』が中電の十大ニュースとなる意味は ところで97年中部電力十大ニュースに『「労働事件」和解により終結』という項目が取り上げられています。つまり、経営の中心柱となる能力給制度を「公平」に運用していくにあたって、反共思想差別は障害になる。こういう判断がなされたことが伺えます。「能力主義が前提とする能力は、労働に固有の属性であり、労働主体の能力外的な諸属性を本質的なものとする傾向がある。その意味で例えば企業内における思想差別や女性差別などは、能力主義原理の浸透とともに今後能力主義的格差づけによってかわることが予想される」（『日本的な平等主義と能力主義・競争原理』碓井敏正、法政出版）という指摘があたっているように思います。

経営戦略の重要な一環として、人権裁判を解決する必要性が高まっていたととらえておく必要があります。1950年レッドパージによって職場を追われた電力の先輩・神戸照氏（共産党元岐阜県委員長）は、人権裁判の勝利を機に「共産党に対する誤解と偏見の壁が崩れはじめたもつとで、職場に残存する労働者の恐怖心を除き…階級的民主的労働組合確立での勝利者となるため初心を貫徹する」ことの必要性を指摘されました。今、私たちの目標もそのような方向に向かいつつあります。

（ちかもり・やすひこ／中電人権裁判争議団）

いま、大企業の職場では 名鉄電車

「路線整備班」を誕生させました

石井 重成

名古屋鉄道株式会社（以下、名鉄という）の中で、いま何が起きているのかを簡単に紹介しましょう。

売上げが伸びなくても利益がでる経営体質に

財界・日経連がすすめる「新日本の経営・21世紀戦略」の実践ともいえる「経営体質改善」というリストラ・大「合理化」が1994年から始まり、現在進行中です。「売上げが伸びなくても利益がでるような経営体質をつくっていく」を目標に、管理間接部門の人員2割カット、能力給導入を含む賃金体系の改善、福利厚生 of 切り下げをはじめ、各部門ごとに大幅な人員削減をすすめています。

その背景として次のようなことがあげられます。

(1) バブル時代における関連企業各社の設備投資の行き過ぎや、営業不振で赤字会社が110社を超えている。そのうち50社から60社は倒産寸前の状態にある。

(2) バブルの崩壊によって株の高額な評価損をはじめ、土地・建物などの不動産に大きな評価損が生じた。

(3) 中部新空港開港や21世紀万博開催にともなう大型の設備投資が必要になる。

(4) JRとの競合で運賃改定が容易でない。

(5) 自動車部門の赤字が12億円と、解消しない。など

このように会社はバブル期での経営上の失敗や、予想される大型設備投資の前に、労働者を犠牲にした全部門にわたる徹底した「合理化」をすすめているのです。

駅員やバス運転手を「路線整備班」へ

労働組合は「雇用をはじめとする組合員のライフライン（雇用・賃金・安全）を守りつつ、個々の提案については是々非々の態度で臨む」とし、「収益確保のために各社・各部門が自立するための体力強化」が必要と強調してきました。

そして仕事の創出として「路線整備班」を誕生させました。仕事は路線の除草、境界柵の補修などで、従来業者に外注していた仕事です。要員は土木関係以外の人があてられ、定員はありません。かつてJR誕生のとき、国鉄の分割民営化に反対している国労や全動労の組合員を、みせしめのため労働者から隔離し、他の労働者に恐怖感をあたえるために設けられた「人活センター」（人材能力活用センター）という部署がありましたが、これとまったく同じようなものです。駅員やバス運転士として働いてきた人たちのプライドを奪い去る職場であることは間違いないありません。

（名鉄名古屋駅南口駅前ビル内、石井重成氏インタビュー）

3年間で500人を削減

名鉄の従業員数は、93年度末で8,468人でしたが、3年間で約500人削減され、98年11月までに7,800人体制にするとしています。本社を中心とした間接部門では、「20%削減したがまだ十分とは言えぬ」と、94年6月の836人から600人体制をめざしています。駅関係でも新しい発券機の導入、施設改良等により180人程度の省力化が計画されています。新名古屋駅だけでも33人が減らされます。

自動車関係では駅など他部署への配置転換や、退職者の不補充などで3年間で280人が削減されました。シニアドライバー制度や契約ドライバー制度などを導入して、安い労働力確保に躍起になっていますが、今後も路線休廃止で相当数の人員が削減されるでしょう。事業関係ではレストラン部門を別会社化しました。遊園地等の職場では、正規従業員を減らしパート・アルバイト化をどんどんすすめて独立採算を強調しています。

65歳定年制が形骸化

「職能資格制度」の導入によって30～40歳台での昇格試験が新たに実施されます。「人事考課」が大きくものを言う制度だけに、労働者間の競争が煽られます。賃金格差も拡大するでしょう。名鉄が他社にさきがけ導入した「65歳定年制」も形骸化しつつあります。とても65歳まで働けないような退職金制度の改悪や処遇の改悪がすすめられています。

「お客様を満足させること」を目標に、「日本能率協会」の指導で、定量的な調査と評価システムを確立して3年計画で取り組むというのです。サービス業として「お客様に満足していただくこと」を否定するつもりはありませんが、「ことばづかい」「あいさつ」「身だしなみ」「電話の応対」などの項目を毎月リーダーがチェックして回ります。そして改善されない者には所属長が個別指導するのです。「21世紀への生き残り戦略として」「一人の落伍者もないように」というのですから大変です。施設の不備や要員不足によるサービスの低下を、人的サービスでカバーしようとしているのです。

労働組合の民主的再生が急務

私鉄労働者の生活実態についていえば「私鉄連帯する会」が、昨年末実施した春闘アンケートでは「とても苦しい」「苦しい」が75.2%ありました。また健康についての質問では70.5%が「不安」と答えています。私鉄労働者特有の低賃金、長時間・不規則勤務による健康破壊の実態がここにあります。名鉄労働者も同じことです。さらに言えば、労働密度の強化、要員不足による時間外労働の恒常化、サービス残業の増加等があります。

残念ながら組合員の組合離れが進行しています。私鉄総連のアンケートで「組合役員をやってみたいか」との質問に「やりたくない」「どちらかといえばやりたくない」が65%もありました。労働者の切実な要求が反映されていないからでしょう。労働組合の民主的再生が今こそ必要になっています。

(いしい・しげなり／名鉄労働者)



中国進出大手企業の現状

森 靖 雄

昨年11月に大連と北京の日系進出企業を調査する機会があった。大木所長も一緒に、今回はある大手商社とその系列の進出企業を中心に、大連では5企業4機関・施設、北京では6企業を訪問できた。この中には中小企業の進出工場や、中国の職業紹介施設、小売市場なども含まれているが、全体としては船団方式と呼ばれる日本企業の進出状況や、その役割を系統的に視察できたという印象が強い。以下その特徴的な見聞を紹介する。

商社の生き残り作戦 商社の役割は基本的に資材や製品の仲介である。ところが、メーカー、ユーザーとも取引規模が大きくなると直接取引に移行し、商社は排除されがちになる。とりわけバブル崩壊以来取引先の経費節減が強まって、ここ10年来商社の役割は縮小していた。商社が得意な海外取引についても、本社と子会社との取引では介人余地は小さい。しかも海外へ出る企業の多くは資材購入量などかなりまとまるため、資材メーカーと直接取引する割合が高く、いっそう商社は排除される傾向にあった。木材や鉱物資源などの分野では問題は起きていないが、成長が見込まれる製造分野ほどこうした傾向が強まっていた。

危機にたった商社では資材や製品の流れに再度参加する方法を模索した。例えば鋼板でいえば、製鋼メーカーからロールで出荷されるため自動車や電機メーカーではその切断に困る。そこで商社がシャーリングと簡単なプレス加工工場を経営し、こうした中間加工を引き受けることで再び鋼板取引に参画できるようになった。

日本国内ではこうした中間加工は専ら中小企業の分野であるが、付加価値が低いため中小企業の進出は難しく、ユーザーも困っていた分野であった。ただ商社が経営しても採算的には難しい。そこで、倉庫を確保して製鋼メーカーのストックヤードを引き受け、日本でいえば加工付きの鋼材センターといった役割を果たすことで、鋼材メーカーからも口銭をとり採算を合わせている。

今回お世話になった商社だけで、すでに中国国内に100個所以上のこの種の事業所を持っているということであったが、もう1例紹介しよう。

流通事業への参入と役割 進出企業の多くは動かす貨物量が比較的多く、荷姿は定形的で移動先もほとんど固定している。加えて、日本国内ほどではなくてもできるだけジャストインタイムに近い形で、確実な集配を望んでいる。他方、

中国にも国営の運送企業があるが、日本企業とはベースが合わないものが多い。

従来、そうした運送分野は外資に開放されておらず、やむをえず中国の運送業者を使っていたが利用者としては不満が多かった。そこで中国側と交渉し、とりあえず企業間の流通については外資の参入が認められた（個人輸送については佐川急便が頑張ったがまだ実現していない）。そこで、商社では早速、運送・倉庫会社を設立して業務に乗り出したが、トラックも倉庫も中国の国営運送会社からリースし、事務所も国営運送会社の一部を借りて使用という形である。しかもこれだけではとうてい採算がとれず、受注先を増やす努力が続けているが、たまたまユーザーの日系縫製会社が製品検査に不安を持っていることを知り、検針器（金属探知機）を備えた製品検査工場を兼業し始めた。これが好調で採算は改善し、やや余裕を持って事業拡大に取り組めるようになった。

倉庫や集配コストが中国企業よりも高いため、受注拡大は容易ではないが、他方では同じ進出企業で中国国内に製品を売っている企業もあり、そうした製造・販売会社の中には、こうした倉庫を自社の集配センター代わりに使うところが現れている。日系企業は国内でそうしたやり方に慣れているため、製販会社としては社員を置かなくても電話1本で入出荷ができるわけである。単に運んだり預かったりするだけではなく、こうした付帯業務を付加することで高コストを吸収している。

なお中国で日本人が駐在すると、居住費などの関連費用も含めて中国人100人分ぐらいの費用がかかる。そのため駐在員は極力切り詰められ、この運送会社の場合はまた20歳代と見られる商社派遣の総経理（社長）が唯一の日本人で、数十人の現地採用者を使いながら苦勞している様子であった。

工業団地の開発 中国への工場進出形態には、単独で相手と交渉する方式と、指定された工業団地への進出への二通りのやり方がある。そのうち工業団地方式の代表的なものは「経済開発区」で、ここに進出する工場にはいくつかの特典がつけられるため、日系企業もそうした開発区に進出している例が多い。

中国では、従来からこうした工業団地の開発そのものを外資に任せるやり方をとっており、香港資本などが引き受ける例が多かった。近年は、日本のデベロッパーもこうした工業団地づくりに乗り出しているが、危険分散の意味もあってその多くはゼネコンや商社、金融機関などが共同開発している例が多い。

開発された工業団地は特に入居が制限されるわけではないが、開発に先だって一定の入居めどをつけるため自国内で事前募集される。開設後の管理もその国の企業グループがおこなうため、言葉の関係などもあって開発国の企業が集中しやすい傾向がみられる。その結果、各地に日本企業団地とでも呼べそうな、100以上の人居企業の大半が日系企業という地城が各所に出現している。通称アメリカ団地とか韓国団地と呼ばれているものもあるので、ほかの国が開発しても同様の

傾向を見せるようである。

こうして、期せずして、日本企業のための工業団地が日本企業の手で各地に誕生している。団地内は自治機能が高いため、戦前の租界に似た性格の地域になりつつあるように見受けられる。

居住区の経営 住宅事情が悪い中国では、最近まで駐在員達は少数の外国人向けホテルか、限られた外国人用アパートに住まわざるをえなかった。それが1990年頃から始まった日系企業の急速な中国進出によって、日本人駐在員の住宅難が深刻になった。ホテルも盛んに作られたが家族持ちが住むには不都合が多い。そこで、不動産分野への外資の参入が認められ、日本企業による住宅建設や不動産事業も盛んになった。

中国では、土地はすべて国有（中国では人民有と呼んでいる）であるが、改革開放政策の一環として利用権の売買が認められるようになり、外国人には通常30年間から50年間の利用権が認められる。支払先は現在の土地所有者で、その多くは国営企業か地方政府である。一定の区画に対して、契約期間の利用料を前払いして専用権を入手するわけであるが、都市部では1㎡あたり10万円ぐらいになり、意外に土地代が高くつく。

さらに、中国式のレンガ積みの建築なら比較的安価にできるが、窓が小さく日本人好みではない。日本式の木造とかコンクリート製の高層建築にすると、日本で作るのとあまり差がない価格になる。加えて、治安上の配慮もあってこうした区画には24時間体制で警備員が常駐するほか、同様に24時間体制で日本語のできるスタッフも配置されている。日本人学校への通学バスなどを用意している団地も少なくない。

こうした住区には、特別の来訪者以外は外部の人間は入れないが、住区住民のために専用保育園や小型のスーパーマーケットなども用意されているところが多い。アパートによっては指導員付きのプールやアスレチックルームなどもつくられており、現地の言葉が使えない駐在員家族は、この住区から出なくても生活できる仕組みになっている。もちろん日本語だけでも生活できる。

こうしたサービスの中には利用のつど料金を支払うものもあるが、全体としてかなり高いレベルのサービスが含まれている。そのため、家賃は、連棟式の4LDKでいどの住宅で月額40万円から60万円ぐらい、2DKでいどの独身用集合住宅で20～30万円になる。中国の物価からは想像できない高さであるが、それを経営する日本企業も利用者（社宅として借りているものが多い）の多くが株主で、いわば共同で住宅を維持しているような関係にあり、格別大儲けしているわけでもなさそうである。

高度技術分野と低賃金労働力利用 中国に進出している工場に共通している

のは、労働集約的である点で、見学した各工場とも労働者が群をなして働いていた。しかし、その労働内容は必ずしも低技術ではなく、松下電器産業でいえばカラーテレビのブラウン管、コニカは産業用小型レンズといった、先端産業ではないにしてもかなり技術レベルが高い分野である。共通している点は、いずれも根気のいる作業で、量産品ではあるが自動化にも限度がある製品が作られていることである。

こうした分野の仕事はかつては日本が得意としていたが、最近ではほとんど人が集まらないない分野でもある。そのため、賃金の多寡に関わらず国外に労働力を求めざるを得なくなっている要因も見逃せない。加えて低賃金である。今回の調査で聞き取ったところでは、ワーカー（現場労働者）の賃金は近年高騰しつつあるが、それでもまだ月額7,000円前後である。しかも、工場前に貼紙を出すていどの求人で、必要人数の10倍以上が応募して来るそうである。

しかもこうした条件は、日本で人が集まらない分野だけではなく、低コストを求めて海外へ出た企業にも共通している。日本で仕事をしている企業や労働者は、こうした条件との競争を余儀なくされているわけである。

苦戦しつつも土着化して頑張る企業も 今回の調査では、私の旧知の進出中小企業も訪問したので、表題とは異なるが一例だけ緒介しておく。大阪府に親工場がある同社は、15年ほど前に北京へ合弁会社をつくり、食肉を薄切りにする機械を中国国内市場向けに生産している。普通の家庭では肉を薄切りして食べる習慣がなかった中国では、この機械が食肉の新しい食べ方を創り出し、日本のしゃぶしゃぶのような食べかたが一举に普及するきっかけになった。柔らかい肉塊を薄切りするのは特殊技術であるため、数年前までおおよそ10年間はほとんど独占状態が続き、増産にも限度があるため絶えず品不足に追われていた。しかし、近年は類似品が続出し、ここ3年ほどは売行きは横ばいになり、価格もあるていど下げざるを得なくなっていた。加えて、創業後10年間の減免税期間が過ぎて通常の税負担も必要になり、あれこれで経営が圧迫されていた。同社は、現在では日常業務はほとんど中国人経営陣に任しているが、さらに新しい市場を開拓するため、従来の工業用配電が必要な3相交流型とは別に家庭用電力で動く製品開発を進めていた。これが製品化されれば、いっそう小規模な肉屋にまで普及させることができるということであった。日本企業の中にも、少数ながらこうした土着余業になりつつある工場もある。

（もり・やすお／研究所理事、日本福祉大学教授）

主要労働経済指標 (愛知県)

1997年10月まで

年月	常用労働者数 (事業所規模30人以上、()内は5人以上)										サービス業									
	調査産業計					製造業					卸・小売、飲食店					パート比率				
	人	労働力人口	失業率	完全失業者数	雇用保険受給者数 (一般)	有効求人倍率	労働者世帯の平均消費支出	消費者物価指数 ※3	人	千人	パート比率 %	製造業 千人	パート比率 %	人	千人	パート比率 %	人	千人	パート比率 %	
1991	6,743,901	3,669	1.8	66	263,401	2.54	332,192	97.5	95=100	1,439(2,394)	8.5(12.8)	6.6(11.0)	212(557)	20.3(22.4)	257(469)	7.6(12.7)				
92	6,787,861	3,761	1.8	66	294,987	1.86	327,329	99.0	99.0	1,458(2,432)	8.6(12.9)	6.5(11.1)	218(569)	20.9(22.4)	263(483)	8.1(12.3)				
93	6,816,516	3,845	2.1	80	377,924	1.05	338,001	100.0	100.0	1,518(2,440)	10.6(15.1)	8.4(12.0)	236(537)	19.6(27.8)	303(518)	14.2(16.5)				
94	6,839,374	3,828	2.8	107	477,824	0.72	361,773	100.5	100.5	1,504(2,440)	11.1(15.9)	9.0(12.5)	233(543)	20.5(30.1)	307(528)	14.6(17.4)				
95	6,868,336	3,836	2.9	112	498,680	0.68	348,059	100.0	100.0	1,487(2,429)	11.6(16.1)	9.4(13.6)	228(536)	22.6(27.9)	313(537)	14.6(17.3)				
96	6,902,203	3,888	3.1	119	518,985	0.81	344,234	100.1	100.1	1,466(2,396)	11.5(16.3)	7.1(10.6)	223(525)	26.1(32.4)	315(542)	17.0(20.2)				
1997/2	6,913,905	3,875	2.9	113	41,513	0.89	361,516	100.0	100.0	1,451(2,395)	12.0(16.3)	7.1(10.8)	219(523)	29.6(31.9)	313(541)	17.0(20.3)				
3	6,914,406				39,781	0.93	373,729	100.0	100.0	1,448(2,398)	12.1(16.5)	7.2(11.0)	218(524)	29.9(31.8)	312(540)	17.1(20.4)				
4	6,906,180				39,485	0.89	330,785	102.4	102.4	1,476(2,441)	11.9(16.2)	7.0(10.7)	221(532)	29.6(31.2)	317(551)	17.1(20.3)				
5	6,924,979	3,936	3.1	121	43,903	0.93	345,534	102.4	102.4	1,471(2,438)	11.9(16.2)	7.1(10.8)	219(531)	29.4(30.8)	318(554)	17.0(20.3)				
6	6,930,690				44,147	0.96	278,265	102.5	102.5	1,470(2,435)	11.9(16.4)	7.1(10.7)	218(530)	29.5(31.6)	318(554)	17.3(20.8)				
7	6,934,441				46,713	0.95	323,426	102.0	102.0	1,466(2,427)	11.9(15.9)	7.1(11.1)	216(529)	29.8(30.2)	317(551)	17.2(20.0)				
8	6,937,294	3,938	2.9	113	46,130	0.93	350,291	102.1	102.1	1,457(2,418)	11.8(15.8)	7.3(11.3)	213(524)	29.0(29.5)	315(549)	16.9(19.9)				
9	6,941,317				46,516	0.94	...	103.0	103.0	1,459(2,416)	12.0(16.3)	7.0(11.3)	217(527)	30.3(31.4)	316(550)	17.3(20.3)				
10	6,944,467				...	0.91	...	103.0	103.0	1,457(2,417)	12.0(16.4)	7.0(11.4)	216(526)	30.3(31.5)	316(551)	17.2(20.2)				
年月	常用労働者平均月間給与・実質賃金指数 (30人以上、()内は5人以上)										製造業									
	調査産業計					製造業					製造業					製造業				
	現金給与総額	現金給与総額	現金給与総額	現金給与総額	現金給与総額	現金給与総額	現金給与総額	現金給与総額	現金給与総額	現金給与総額	現金給与総額	現金給与総額	現金給与総額	現金給与総額	現金給与総額	現金給与総額	現金給与総額	現金給与総額	現金給与総額	
1991	411,900(342,603)	0.2(3.4)	0.2(3.4)	392,344(363,140)	0.2(1.3)	2,055.6(...)	212.4(...)	2,125.2(...)	278.4(...)	101.9	105.3	378								
92	414,081(376,341)	-1.5(-0.4)	-1.5(-0.4)	398,487(368,722)	-0.4(-0.3)	2,006.4(...)	172.8(...)	2,065.2(...)	216.0(...)	96.2	110.1	499								
93	407,834(368,186)	-1.3(-3.2)	-1.3(-3.2)	384,839(360,336)	-3.1(-2.4)	1,920.0(2,019.9)	152.4(168.2)	1,957.2(2,015.1)	153.6(164.9)	89.2	104.1	607								
94	409,855(371,157)	-0.1(0.3)	-0.1(0.3)	389,034(363,823)	1.2(0.6)	1,900.8(2,002.0)	142.8(157.3)	1,951.2(2,011.5)	151.2(163.5)	88.6	94.6	566								
95	412,050(374,642)	1.1(1.6)	1.1(1.6)	399,821(369,337)	4.1(2.7)	1,904.4(2,016.0)	151.2(168.0)	1,969.2(2,030.4)	169.2(184.8)	89.2	97.0	706								
96	422,509(380,272)	3.4(2.2)	3.4(2.2)	423,101(388,612)	4.8(4.7)	1,920.0(2,055.6)	164.4(160.8)	2,012.4(2,085.6)	208.8(208.8)	92.2	102.6	807								
1997/2	326,928(301,970)	1.9(1.6)	1.9(1.6)	329,127(311,792)	2.6(3.8)	159.3(168.1)	14.8(16.6)	170.5(174.4)	19.3(20.5)	94.6	107.6	68								
3	352,943(300,367)	1.4(0.9)	1.4(0.9)	341,577(314,073)	4.2(4.7)	159.7(169.0)	16.2(18.2)	172.0(176.4)	21.3(22.7)	98.2	101.5	65								
4	340,828(312,337)	0.2(-0.6)	0.2(-0.6)	341,963(322,796)	2.2(r3.4)	164.8(174.4)	16.3(18.2)	173.9(178.1)	21.7(23.0)	93.9	100.3	69								
5	331,777(305,567)	0.0(0.5)	0.0(0.5)	336,231(316,590)	2.3(r3.2)	156.8(165.7)	14.5(16.3)	161.7(165.4)	19.0(20.2)	99.6	105.4	59								
6	613,464(519,749)	-6.6(-5.7)	-6.6(-5.7)	528,829(461,569)	-0.4(-0.9)	165.3(174.4)	14.5(16.2)	173.8(177.7)	19.1(20.3)	96.2	107.9	64								
7	586,358(515,617)	6.4(3.1)	6.4(3.1)	727,681(649,022)	2.0(r0.2)	166.0(175.6)	14.5(16.0)	176.1(180.3)	19.0(20.2)	99.0	110.1	75								
8	341,116(323,205)	-7.1(-4.3)	-7.1(-4.3)	347,115(334,950)	-0.8(r1.4)	149.2(157.2)	13.3(14.9)	154.0(157.7)	16.6(17.6)	94.1	109.8	68								
9	329,408(304,553)	-1.3(-1.1)	-1.3(-1.1)	331,095(311,741)	-1.0(-0.9)	159.7(168.1)	13.9(15.5)	167.7(171.4)	17.7(18.7)	97.1	108.5	45								
10	328,715(305,079)	-1.1(-0.4)	-1.1(-0.4)	333,859(312,703)	-1.5(-1.2)	165.6(175.1)	14.6(16.3)	175.0(179.2)	18.1(19.1)	97.4	111.1	70								

注1)愛知県企画部統計課『愛知の統計』により作成。*印は速報値、r印は修正値。2)労働者数・労働時間数・給与総額は、1996年に調査対象事業所の抽出替えが行われた。3)1992年以前は一般労働者とパート労働者の労働時間の区別がされていない。4)鉱工業指数：平成8年の確定数値の組み入れ及び季節調整指数の改訂により平成8年1月以降の数値を変更 ※1 原数値は除新卒卒含「ト」、月平均値は季節調整値、前月まで原数値を表示したため訂正した。※2 名古屋市の勤労世帯。※3 11市平均、※4 負債1千万円以上

研究所からのお知らせ



あたらしい部会が発足します。 労働者の権利部会（仮称）です。

職場における労働者の権利問題は、いま焦眉の問題となっています。労働法制の全面改悪攻撃のもとで職場の権利が空洞化し、労働者の状態はいつそうきびしいものになっています。労働者の権利を守り拡充することがいま急務となっています。こうした実態の調査・研究と、労働法制の学習・理論化と普及をめざす、だれでも参加できる部会をめざすしています。当面、奇数月・隔月の土曜日・午後開催を予定。

「部会発足記念・第1回部会研究会」

2月28日（土）午後1時半～

労働会館本館・第4会議室

報告『戦後日本の労働法の歴史をどうみるか――

中基審・職安審などの最終報告（建議）を承けて』

愛知大教授 宮崎 鎮雄 先生

そのご、奇数月に定例研究会をひらきます。とりあえずの予定は、

3月例会 3月28日（土）午後1時半から

テーマ 出向・転籍（職場からの実態報告と裁判をたたかっている弁護士さんからの報告）

5月例会 5月30日（土）午後1時半から

テーマ 派遣・請負・分社化

7月例会 7月未定（土）午後1時半から

テーマ パート労働（予定）

運営委員を募集しています。だれでもなれます。ぜひ部会を発展させるためにご協力ください。運営委員会は、例会開催日の午前11時から開きます（2/28、3/28予定）。部会のネーミングも募集しています。

問い合わせは 052-9883-6978 伊藤まで

— 研究所だより —



☆ 1997年11月15日以降の主な活動日誌

- <11月> 15日 労働総研と東アジア日系企業労働問題調査についての打ち合わせ
16日 第54回自動車産業職場政策研究会、17日 第53回日本労働運動を読む会
18日 地域経済提言プロジェクト事務局会議 24日 第3回あいちパートが元気の出る集会(講師:渥美玲子弁護士)、25日 全労働・勤通大受講者学習会・総括会⑩
26日 名古屋市職労97労働学校③(労働者の権利、伊藤)、28~30日 自治労連県本部97年労働学校(三重県長島町、29日・伊藤、30日・佐々木)
- <12月>
1日 「シ-ズ労働運動」普及と学習実行委員会、2日 労働会館・年次総会、労働法制県連絡会・第12回事務局会議、6~7日 愛労連98国民春闘討論集会
8日 第4回日独セミナー参加者会議、11日 女性労働部会例会
12~13日 名古屋市職労97労働学校⑤(民主的自治体労働者論、など、伊藤)
13~14日 全労連・大企業労働者交流集会(豊橋市内)、14日(日) 全労働東海地協・労働法制と労働行政を考えるシンポ「21世紀、あなたはどう働きますか」
15日 アメリカ・ジャーナリスト、ジャック・ノーマン氏来所(大木ら応対、のちにトヨタの佐藤さんらと会談)、第54回日本労働運動を読む会
16日 第9回アクリル対策会議・「合理化」争議解決報告、のちレブション
17日 経営分析部会定例会、18日 建設一般学童保育支部学習会(伊藤)
20日 「シ-ズ労働運動」・学習の集い①(講師:辻岡靖仁)、千葉労連春闘討論集会(大木)、21日(日) 第55回自動車産業職場政策研究会、井上理事長を囲む事務局懇談会、22日 労働法制県連絡会第13回事務局会議、23日(祭) 第2回所員会議
23日 愛知学習協・会員学習会(伊藤)、25日 自治労連愛知県本部50年史編集会議
26日 大木・木村、トヨタ労働者からヒヤリング(豊田市内)
27日 再開第1回トヨタ調査委員会(Aさんの報告)、経営分析部会・谷江先生と近藤弘子さんを囲んでの懇親会(近藤さん宅)
- <1月> 5日 名古屋市職労98年旗びらき、8日 日独セミナー報告集作成の打ち合わせ、名古屋市職労清掃支部98年旗びらき、9日 大木・木村、トヨタ労働者からヒヤリング(豊田市内)、10日 愛労連新春大学集会(渡辺治氏、小林洋二氏)
10日 愛労連98年旗びらき、11日(日)第2回理事会、新春懇親会

☆ 今後の主な予定 (1月16日以降)

- 17日 生協労連東海地協98春闘組合学校(森靖雄理事)、春日井市職労春闘学習討論集会(伊藤)、18日 建設一般県本部拡大執行委員会春闘学習会(伊藤)、第56回自動車産業職場政策研究会、労働法制と労働行政を考えるシンポII
「『行革・労働福祉省』であたの暮らしは守れますか」
19日 第55回日本労働運動を読む会
24日 愛労連第18回臨時大会、日独セミナー報告集打ち合わせ、シ-ズ労働運動・学習の集い②(社会保障)
25日(日)第3回所員会議(10:00~)
28~30日 世界自動車産業労働者・労働組合国際会議(パリ、トヨタ若月さん参加予定)
31日 医労連東海ブロック春闘討論集会、名古屋学事労春闘討論集会、自治労連県本部50周年記念式典

■ 「所報」第67号(隔月刊)

発行日 1998年 1月15日

■発行所 愛知労働問題研究所

(略称:愛知労問研)

〒456 名古屋市熱田区沢下町9番3号

労働会館本館304

TEL・FAX (052-883-6978)

■編集発行人 愛知労働問題研究所

■定価 1部:200円+送料90円

1年:1,200円+送料540円

(会員の購読料は会費に含む)

■送金先 郵便振替 00860-6-80604

東海銀行金山支店 普通預金

(口座番号:1368019)

お願い:会費の納入についてご協力下さい

※この印刷物は、再生紙を使用しています。